

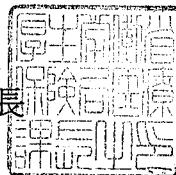


保医発0308第13号
平成25年3月8日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長



「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」、「特掲診療料の施設基準等」等の一部改正について

「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」
(平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。) 及び「特掲診療料の施設基準等」(平成20年厚生労働省告示第63号)が、平成25年厚生労働省告示第42号及び第43号をもって改正され、同日付で適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 掲示事項等告示の一部改正について

セルトリズマブペゴル製剤について、掲示事項等告示第10第1号の「療担規則第20条第2号ト及び療担基準第20条第3号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬」として定めたものであること。

2 特掲診療料の施設基準等の一部改正について

セルトリズマブペゴル製剤について、特掲診療料の施設基準等別表第9「在宅自己注射指導管理料、注入器加算、間歇注入シリンジポンプ加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬」として定めたものであること。

3 関係通知の一部改正について

(1) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日付け保医発0305第1号)の一部を次のように改める。

- 別添1第2章第2部第3節C200(1)及び別添3区分01(5)イ中「及びアポモルヒネ塩酸塩製剤」を「、アポモルヒネ塩酸塩製剤及びセルトリズマブペゴル製剤」に改める。

- ・ 別添3別表1中「及びアポモルヒネ塩酸塩製剤」を「、アポモルヒネ塩酸塩製剤及びセルトリズマブペゴル製剤」に改める。
- ・ 別添3別表2に次のように加える。

セルトリズマブペゴル製剤

(2) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成25年2月22日付け保医発0222第5号）の記2の(3)を次のように改める。

(3) シムジア皮下注200mgシリンジ

① 本製剤の効能・効果に関する使用上の注意に「過去の治療において、少なくとも1剤の抗リウマチ薬（生物製剤を除く）等による適切な治療を行っても、疾患に起因する明らかな臨床症状が残る場合に投与すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。

② 本製剤はセルトリズマブペゴル製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下、「医科点数表」という。）区分番号「C101」の在宅自己注射指導管理料を算定できること。

ただし、本製剤は掲示事項等告示第10第2号（一）に規定する新医薬品に係る投与期間制限（14日間を限度とする。）が適用されるものであることから、薬価基準収載から1年の間（平成26年2月末日まで）は原則医療機関において投与するよう留意すること。

③ 本製剤は針付注入器一体型のキットであるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び医科点数表区分番号「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日付け保医第0305第1号)

改正後		別添1 厚生労働大臣の定める注射薬	現行
第2章 特掲診療料	第2部 在宅医療	第2章 特掲診療料 第2部 在宅医療	第3節 薬剤料
C200 薬剤	C200 薬剤	C200 薬剤	C200 薬剤
(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。	(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。	(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。	(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。

【厚生労働大臣の定める注射薬】

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子製剤、乾燥人血液凝固第VIII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、活性化プロトロンビン複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチナログ、顆粒球コロニーアクティベーター、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン様ペプチドー1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグラランジンI₂製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビズマント製剤、スマトリピタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリソニン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリソニン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン具化物製剤、グリチル

【厚生労働大臣の定める注射薬】

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子製剤、乾燥人血液凝固第VIII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、活性化プロトロンビン複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチナログ、顆粒球コロニーアクティベーター、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン様ペプチドー1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグラランジンI₂製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビズマント製剤、スマトリピタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリソニン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリソニン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン具化物製剤、グリチル

リチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システィン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロボエチン、ダルベボエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤及びアボモルビネ塩酸塩製剤

リチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システィン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロボエチン、ダルベボエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤及びアボモルビネ塩酸塩製剤

別添3

- 区分01 調剤料
(1)～(4) (略)
(5) 注射薬
ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体巡回活性複合体、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチナナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロスタグラシンI₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビズマント製剤、スマトリリタン製剤、フェニタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリシン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリシン酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、

別添3

- 区分01 調剤料
(1)～(4) (略)
(5) 注射薬
ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体巡回活性複合体、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチナナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロスタグラシンI₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビズマント製剤、スマトリリタン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリシン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリシン酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、

プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン真化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システィン・L-システィン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロボエチン、ダルベボエチン、テリペラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤及びポモルヒネ塩酸塩製剤及びセルトリズマブペゴル製剤)に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」及び「オキシコドン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患者に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患者に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ (略)
(7)～(14) (略)

別表1

○ インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、乾燥人血液凝固因子抗体（活性化プロトロビン）複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体活性複合体を含む。）、性腺刺激ホルモン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチナナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブトルフルノール製剤、ブレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、エタネルセプト製剤、ヒトスマトメジンC製剤、ペグビズマント製剤、スマトリプタン製剤、グリチルリ

プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン真化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システィン・L-システィン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロボエチン、ダルベボエチン、テリペラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤及びアボモルヒネ塩酸塩製剤)に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」及び「オキシコドン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患者に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患者に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ (略)
(7)～(14) (略)

○ インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、乾燥人血液凝固因子製剤（活性化プロトロビン）複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体活性複合体を含む。）、性腺刺激ホルモン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチナナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブトルフルノール製剤、ブレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、エタネルセプト製剤、ヒトスマトメジンC製剤、ペグビズマント製剤、スマトリプタン製剤、グリチルリ

チン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システィン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤及びテリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤及びアボモルヒネ塩酸塩製剤の自己注射器（針を含む。）	チン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システィン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤及びテリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤及びアボモルヒネ塩酸塩製剤の自己注射器（針を含む。）
<input type="radio"/> 万年筆型注入器用注射針	<input type="radio"/> 万年筆型注入器用注射針
<input type="radio"/> 自己連続携行式腹膜灌流のために用いる腹膜透析液交換セット	<input type="radio"/> 自己連続携行式腹膜灌流のために用いる腹膜透析液交換セット
<input type="radio"/> 在宅中心静脈栄養用輸液セット	<input type="radio"/> 在宅中心静脈栄養用輸液セット
<input type="radio"/> 在宅寢たきり患者処置用栄養用ディススポーツブル注入ポンプ	<input type="radio"/> 在宅寢たきり患者処置用栄養用ディススポーツブル注入ポンプ
<input type="radio"/> 携帯型ディススポーツブル注入ポンプ	<input type="radio"/> 携帯型ディススポーツブル注入ポンプ

別表2
インスリン製剤

ヒト成長ホルモン剤	ヒト成長ホルモン剤
遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤	遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤
乾燥人血液凝固第VIII因子製剤	乾燥人血液凝固第VIII因子製剤
遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤	遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤
乾燥人血液凝固第IX因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）	乾燥人血液凝固第IX因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）
性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤	性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤
ゴナドトロピン放出ホルモン製剤	ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体
ゾマトスタチナナログ	ゾマトスタチナナログ
顆粒球コロニー形成刺激因子製剤	顆粒球コロニー形成刺激因子製剤
インターフェロンアルファ製剤	インターフェロンベータ製剤
インターフェロンベータ製剤	インターフェロンベータ製剤
ブトルファンノール製剤	ブトルファンノール製剤
ブプレノルフィン製剤	ブプレノルフィン製剤
抗悪性腫瘍剤	抗悪性腫瘍剤
グルカゴン製剤	グルカゴン製剤

グルカゴン様ペプチドー1受容体アゴニスト

ヒトスマトメジンC製剤

エタネルセプト製剤

ペグビソマント製剤

スマトリプタン製剤

グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システィン塩

酸塩配合剤
グルカゴン様ペプチドー1受容体アゴニスト

アダリムマブ製剤

テリパラチド製剤

アドレナリン製剤

ヘパリンカルシウム製剤

アボモルヒネ塩酸塩製剤
セルトリズマブペゴル製剤

グルカゴン様ペプチドー1受容体アゴニスト

ヒトスマトメジンC製剤

エタネルセプト製剤

ペグビソマント製剤

スマトリプタン製剤

グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システィン塩

酸塩配合剤
グルカゴン様ペプチドー1受容体アゴニスト

アダリムマブ製剤

テリパラチド製剤

アドレナリン製剤

ヘパリンカルシウム製剤

アボモルヒネ塩酸塩製剤

◎「使用薬剤の薬価(薬価基準)等の一部改正について」(平成25年2月22日付け保医発第0222第5号)記2の(3)

改正後	現 行
<p>2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(3) シムジア皮下注 200mg シリンジ</p> <p>① 本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意に「過去の治療において、少なくとも1剤の抗リウマチ薬(生物製剤を除く)等による適切な治療を行っても、疾患に起因する明らかな臨床症状が残る場合に投与すること。」と記載されているので、使用に当たつては十分留意すること。</p> <p>② 本製剤はセルトリズマブペギル製剤であり、本製剤の自己注射を行つている患者に対して指導管理を行つた場合は、「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一 医科診療報酬点数表(以下、「医科点数表」という。)区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。</p> <p>ただし、本製剤は掲示事項等告示第10第2号(一)に規定する新医薬品に係る投与期間制限(14日間を限度とする。)が適用されるものであることから、薬価基準収載から1年の間(平成26年2月末日まで)は原則医療機関において投与するよう留意すること。</p> <p>③ 本製剤は針付注入器一体型のキットであるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び医科点数表区分番号「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。</p>	<p>2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(3) シムジア皮下注 200mg シリンジ</p> <p>本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意に「過去の治療において、少なくとも1剤の抗リウマチ薬(生物製剤を除く)等による適切な治療を行っても、疾患に起因する明らかな臨床症状が残る場合に投与すること。」と記載されているので、使用に当たつては十分留意すること。</p>